

通所型サービス（独自）サービスコード表（令和8年6月1日以降）

和歌山県 海南市

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A 6	1111	通所型独自サービス 1	イ 通所型サービス費（独自） （注1・注2）	(1) 事業対象者・要支援 1	1,798単位	1月につき
A 6	1112	通所型独自サービス 1日割			59単位	1日につき
A 6	1121	通所型独自サービス 2		(2) 事業対象者・要支援 2	3,621単位	1月につき
A 6	1122	通所型独自サービス 2日割			119単位	1日につき
A 6	C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1	高齢者虐待防止措置 未実施減算	(1) 事業対象者・要支援 1	18単位減算	-18 1月につき
A 6	C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 1日割			1単位減算	-1 1日につき
A 6	C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2		(2) 事業対象者・要支援 2	36単位減算	-36 1月につき
A 6	C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算 2日割			1単位減算	-1 1日につき
A 6	D211	通所型独自業務継続計画未策定減算 1	業務継続計画未策定減算	(1) 事業対象者・要支援 1	18単位減算	-18 1月につき
A 6	D212	通所型独自業務継続計画未策定減算 1日割			1単位減算	-1 1日につき
A 6	D213	通所型独自業務継続計画未策定減算 2		(2) 事業対象者・要支援 2	36単位減算	-36 1月につき
A 6	D214	通所型独自業務継続計画未策定減算 2日割			1単位減算	-1 1日につき
A 6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算	1月につき
A 6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算	1日につき
A 6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に 通所型サービス（独自）を行う場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376 1月につき
A 6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2		事業対象者・要支援 2	752単位減算	-752 1月につき
A 6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47単位減算	-47 片道につき
A 6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100
A 6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240
A 6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50
A 6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200
A 6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（I）	150単位加算	150
A 6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II		(2) 口腔機能向上加算（II）	160単位加算	160
A 6	6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480単位加算	480
A 6	6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（I）	①事業対象者・要支援 1 88単位加算	88 1月につき
A 6	6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2			②事業対象者・要支援 2 176単位加算	176 1月につき
A 6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1		(2) サービス提供体制強化加算（II）	①事業対象者・要支援 1 72単位加算	72 1月につき
A 6	6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2			②事業対象者・要支援 2 144単位加算	144 1月につき
A 6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1		(3) サービス提供体制強化加算（III）	①事業対象者・要支援 1 24単位加算	24 1月につき
A 6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2			②事業対象者・要支援 2 48単位加算	48 1月につき
A 6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（I）（3月に1回を限度）	100単位加算	100
A 6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算（II）	200単位加算	200
A 6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（I）（6月に1回を限度）	20単位加算	20 1回につき
A 6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（II）（6月に1回を限度）	5単位加算	5 1回につき
A 6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I 1 1	ワ 介護職員処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算（I）イ 所定単位数の 111/1000加算	1月につき
A 6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算 I 2 1			(2) 介護職員等処遇改善加算（I）ロ 所定単位数の 120/1000加算	
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II 1 1			(3) 介護職員等処遇改善加算（II）イ 所定単位数の 109/1000加算	
A 6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算 II 2 1			(4) 介護職員等処遇改善加算（II）ロ 所定単位数の 118/1000加算	
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III 1			(5) 介護職員等処遇改善加算（III） 所定単位数の 99/1000加算	
A 6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算 IV 1			(6) 介護職員等処遇改善加算（IV） 所定単位数の 83/1000加算	
A 6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算 I 1 2	利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算（I）イ 所定単位数の 117/1000加算	1月につき	
A 6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算 I 2 2		(2) 介護職員等処遇改善加算（I）ロ 所定単位数の 127/1000加算		
A 6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算 II 1 2		(3) 介護職員等処遇改善加算（II）イ 所定単位数の 115/1000加算		
A 6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算 II 2 2		(4) 介護職員等処遇改善加算（II）ロ 所定単位数の 125/1000加算		
A 6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算 III 2		(5) 介護職員等処遇改善加算（III） 所定単位数の 105/1000加算		
A 6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算 IV 2		(6) 介護職員等処遇改善加算（IV） 所定単位数の 89/1000加算		

注1 定員超過の場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A 6	8001	通所型独自サービス 1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,798単位	定員超過の場合 ×70%
A 6	8002	通所型独自サービス 1日割・定超			59単位	
A 6	8011	通所型独自サービス 2・定超		事業対象者・要支援 2	3,621単位	
A 6	8012	通所型独自サービス 2日割・定超			119単位	

注2 看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	サービス内容略称		算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A 6	9001	通所型独自サービス 1・人欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援 1	1,798単位	看護・介護職員が欠員の場合 ×70%
A 6	9002	通所型独自サービス 1日割・人欠			59単位	
A 6	9011	通所型独自サービス 2・人欠		事業対象者・要支援 2	3,621単位	
A 6	9012	通所型独自サービス 2日割・人欠			119単位	

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目である。

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

⑨「厚生労働省告示第七十二号」の別表と本市の違いについて…イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タのうち、イ（3）及び（4）は本市においては実施していません。